

長 建 協 発 第 167 号
平成 24 年 7 月 18 日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

建設産業における社会保険加入の徹底について
(経営事項審査時における取り扱い)

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省では、経営事項審査制度を通じた保険未加入対策として、減点措置の厳格化による企業評価の適正化を進めてきたところですが、より一層の保険未加入対策の加速を図る観点から、建設業担当部局においては、許可・更新時、立入検査時と同様に、経営事項審査時に社会保険未加入企業に対して加入指導を行うとともに、指導後もなお未加入の場合には、厚生労働省の社会保険担当部局への通報を行うこととした旨、別添のとおり連絡がまいっております。

つきましては、建設産業における社会保険加入の徹底の趣旨をご理解いただき、適切な取り組みに配慮下さるようお願い申し上げます。